

## 芦屋町との下水道分野の広域連携に係る基本協定について（報告）

上下水道局は、芦屋町と下水道分野での持続可能な事業運営を目指し、連携協議を進めている。

芦屋町の下水道事業の維持管理が喫緊の課題であることから、令和8年度から本市が汚水処理に係る事務を地方自治法に基づき受託することとしたい。

今後は、芦屋町との基本協定の締結を経て、広域連携に向けた取り組みを進める。

### 1 これまでの検討内容について

- ・上下水道局は芦屋町と下水道分野の課題解決に向けた連携協議を進めており、広域連携に係るメリットやデメリットを整理しつつ、持続可能な事業運営の仕組みづくりを検討してきた。
- ・芦屋町の下水道事業の執行体制確保が課題であることから、汚水処理に係る事務について、本市が地方自治法上の事務の委託等を受け、本市の下水道事業と一体的に事業執行を行う方向で調整を進めている。
- ・事務受託により、本市は連携中枢都市としての責務を果たす。

### 2 広域連携で想定される主なメリット・デメリット

	北九州市	芦屋町
メリット	事務費による収入増	技術職員不足の解消
デメリット	業務範囲が拡大	委託に伴う事務費負担

### 3 今後のスケジュール（案）

- ・令和7年10月下旬 芦屋町公共下水道事業の事務の委託等に関する基本協定締結
- ・令和7年12月議会 芦屋町公共下水道事業の事務の受託<sup>※1</sup>に関する議決
- ・令和8年 4月～ 受託開始

※1 地方自治法第252条の14「事務の委託」及び同法第252条の16の2「事務の代替執行」

### 4 芦屋町の下水道施設の維持管理について

- ・芦屋町は、浄化センター等の維持管理を民間委託しているため、本市が事務を受託した後も、民間委託を継続する。
- ・令和9年度以降の民間委託の手法として、国が推進する新たな官民連携（ウォーターPPP<sup>※2</sup>）の導入を検討する。

※2 ウォーターPPPは、単年契約・細分化されている業務をまとめて長期（原則10年）で委託するものであり、官民双方の事務負担の軽減・効率的な事業運営に繋がる

# (案)

## 「芦屋町公共下水道事業の事務の委託等に関する基本協定」の主な項目

### ○事務の委託等の対象範囲

- ・事業計画の策定等、管理者としての責任に係る事務
- ・公共下水道の修繕及び維持に関する事務
- ・公共下水道の設置及び改築に関する事務
- ・その他の管理に関する事務

など

### ○事務の委託等の開始時期

- ・令和8年4月1日

### ○事務の委託等の方法

- ・地方自治法第252条の14の規定による事務の委託
- ・地方自治法第252条の16の2の規定による事務の代替執行

### ○経費の負担

- ・事務の委託等の管理及び執行に要する経費等は芦屋町の負担

### ○協議

- ・具体的に実施に必要な事項は、両自治体で協議して別に定める

※締結予定：令和7年10月下旬